

議会改革に関連する諸問題に関する審査結果報告

平成 21 年 11 月 30 日

薩摩川内市議会議会改革特別委員会
委員長 堀之内盛良

1 審査事件

議会改革に関連する諸問題について

2 委員会の開催日

9 月 24 日，10 月 19 日，11 月 4 日（3 日間）

3 審査の経過及び結論

(1) 一問一答方式の導入について

薩摩川内市議会基本条例第 12 条第 2 項の規定に基づき，議員と市長等との質疑応答における論点・争点を明確にし，市民にとって分かりやすいものとするため，一問一答方式の導入について審査を行った。

審査の結果，本会議及び委員会のすべての質疑・質問において，平成 22 年 3 月定例会から一問一答方式を導入すべきものとした。

新たに導入する一問一答方式は，初回の質問から一問一答で行う方式と，初回の質問は従来の一括質疑・一括答弁で行い，再質問から一問一答で行う併用方式の二つの方式とし，従来の一括質疑・一括答弁方式も含め，三つの方式のいずれで行うかを質問者が選択できるものとした。

また，論点・争点を明確にするため，市長等の発言において，議長又は委員長の許可を得て，質疑・質問の趣旨を確認するための反問を認めるものとした。

(2) 総括質疑と一般質問の取扱いについて

現在，「総括質疑並びに一般質問」として行っているが，その取扱いについて審査を行った。

審査の結果，委員会中心主義としていることから，実情として総括質疑は少なく，また，除斥を要する議案を単独の議題とする必要があるなど手続に留意すべき点があるものの，現時点では，総括質疑と一般質問を分ける必要はないものとした。